

＜納税準備預金＞商品概要説明書

青木信用金庫

平成 2 4 年 8 月 1 日現在

1. 商 品 名	納税準備預金
2. 販 売 対 象	納税義務者の方ならどなたでもご利用できます。 (法人および個人の方)
3. 期 間	期間の定めはありません。
4. 預 入	
預入方法	随時預け入れできます。
預入金額	1 円以上
預入単位	1 円単位
5. 払 戻 方 法	原則として預金者等の租税納付にあてる場合に限り払い戻しします。 租税納付のためにこの預金を払い戻すときは、同時に納付書・納税告知書・その他納税に必要な書類を提出してください。
6. 利 息	
適用利率	変動金利 毎日の最終残高について、店頭に表示する毎日の利率を適用します。
利払方法	毎年 3 月と 9 月の当金庫所定の日に元金に組入れます。
計算方法	付利単位を 100 円とし、毎日の最終残高 1,000 円以上について 1 年を 365 日とする日割計算。
7. 税 金	お利息には所得税がかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には個人の方は 20%の税金（国税 15%、地方税 5%）がかかり、法人は総合課税になります。（ただし、預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合には、その払戻額の合計額が同法に定める一定金額以下のときは、所得税はかかりません。） ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。
8. 手 数 料	-----
9. 付加できる 特約事項	-----
10. 中 途 解 約 時 の取扱い	-----
11. 金 利 情 報 の 入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。
13. そ の 他 参 考 となる事項	・ 租税納付以外の目的で払い戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は店頭に表示された毎日の普通預金利率によって計算します。 ・ この預金は、「納税準備預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
14. 預 金 保 険 に ついて	・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）